

令和4年度「3R推進月間」における普及啓発実施要領

1 目的

県民、行政が一体となって、消費者が毎日の消費行動の中で取り組める「3R」や食品ロス削減及び海洋プラスチックごみ防止6R県民運動等について普及啓発を行うことで、循環型社会の形成及び海洋プラスチックごみ防止を推進することを目的とする。

2 実施主体

静岡県

3 参加団体等

行政（市町、県）、県民（消費者、事業者）

4 実施期間

3R推進月間（令和4年10月1日（土）から10月31日（月）まで）
を中心に実施

5 実施内容

- 3R推進について各種広報・SNS媒体への掲載
 - 食品ロス削減について各種広報・SNS媒体への掲載
（例）「ふじのくに教えて食品ロス削減投稿キャンペーン」リーフレットの配架・広報等、消費者庁作成ポスターの掲示
 - 海洋プラスチックごみ防止6R県民運動の各種広報・SNS媒体への掲載
 - 海洋プラスチックごみ防止6R県民運動のポスター・のぼり旗の掲示、チラシの配架等
 - その他、分別やリサイクルの促進に関する情報発信
- ※県から3R推進月間に配布可能なポスター及びチラシは別添資料のとおり

6 関係主体の役割

県	・ 広報媒体(ポスター・チラシ等)の市町等への配布、データ提供 ・ 県民等に3Rや食品ロス及び、6Rに関する取組を呼びかけ ※ごみ減量・リサイクル推進委員会と協力して取組を推進する
市町	・ 公共施設等へのポスター・のぼりの掲示、チラシの配架 ・ 県民等に3Rや食品ロス及び、6Rに関する取組を呼びかけ
県民	・ 3Rや食品ロス及び、6Rに関する取組の実施